

第7章 新座市再犯防止推進計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

刑法犯の認知件数は、減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は、平成28年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7%となっており、再犯防止対策は重要な治安課題となっています。満期釈放者を始め、犯罪をした人等は、立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、再犯・再非行を防ぐためには、国、地方公共団体及び民間協力者の連携の下での支援が必要です。

そうしたことを背景に、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が制定され、平成29年には同法に基づく国の「再犯防止推進計画」が策定されました。埼玉県においても令和3年3月に「埼玉県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで、本市においても「再犯防止推進計画」を策定し、市が取り組むべき再犯防止の施策を明らかにし、犯罪をした人等の円滑な社会復帰の一助となることで、誰一人取り残さない安全で安心なやさしいまちづくりを目指すことを目的とします。

(2) 計画の位置付け

新座市再犯防止推進計画は、再犯の防止等に関する基本的な方向性や施策を明らかにするもので、再犯防止推進法第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画として策定する行政計画です。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

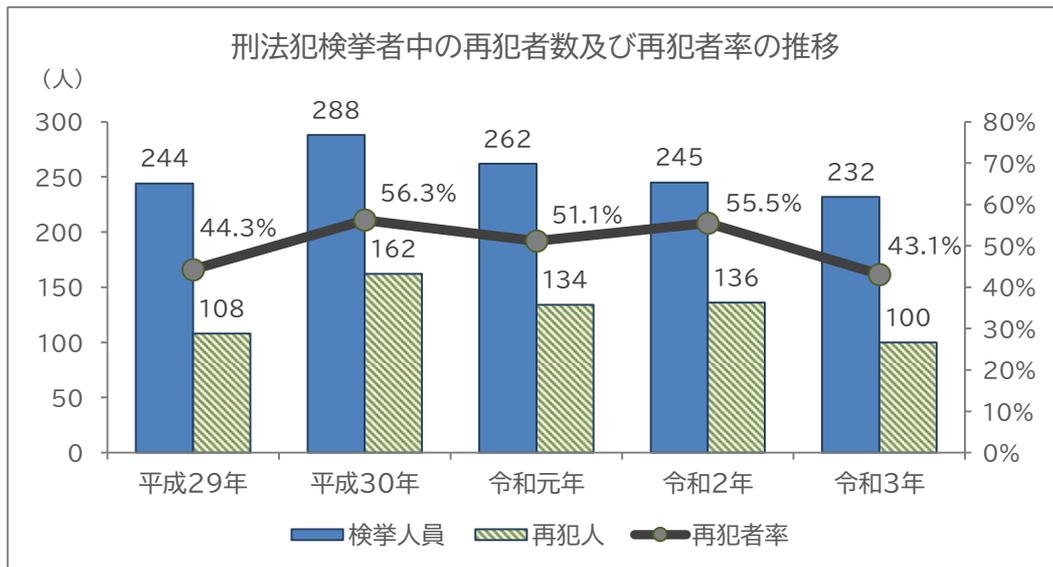
(3) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

この計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条第1項の規定による犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった人を指します。

計画期間は、「第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に合わせ、令和5年度から令和9年度までとします。

(4) 再犯防止に関する現状と課題

新座市の再犯者率は、5割前後を推移しています。



犯行時年齢が20歳以上のもの
法務省矯正局提供データを基に作成

(5) 計画の基本的考え方

個人情報保護の観点から、現状では、市が犯罪をした人等の情報を知ることは難しく、直接的な支援が困難な状況にあります。

そのため、地域福祉計画とも共通する「誰一人として取り残されない地域づくり」を行うことで、犯罪をした人等が必要な支援を受けられ、再犯をすることがないように環境づくりを進めます。

一方で、地域において犯罪をした人等を直接指導・支援する保護司等の関係団体の活動は重要な再犯防止の取組であるため、保護司を始めとした地域の民間協力者の活動の促進を図ります。

また、犯罪をした人等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることが重要であるため、市民の関心と理解を深めるよう広報・啓発活動に努めます。

(6) 再犯の防止等に関する施策の成果指標

新座警察署管内の検挙人員（少年を除く）における再犯者数100人（令和3年）を基準として、計画終了年度までに12人（12%）以上の減少を目指すこと、市民意識調査における「再犯防止啓発月間」及び「社会を明るくする運動」の認知度を向上させることを目指します。

指標名	内容	実績値	目標値	備考
		R3	R9	
①刑法犯検挙者中の再犯者数	法務省矯正局提供データによる再犯者数	100人	88人	法務省矯正局
②再犯防止啓発月間の認知度	再犯防止啓発月間について「知っている」・「名前を聞いたことがある」の割合	19.2%	30%	市民意識調査
③社会を明るくする運動の認知度	社会を明るくする運動について「知っている」・「名前を聞いたことがある」の割合	13%	20%	市民意識調査

2 施策の内容

(1) 就労・住居確保の支援

刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

犯罪をした人等の中には、障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい人が少なからず存在することなどの課題があります。

また、刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの人の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。

市では、犯罪をした人等であるか否かに関係なく利用可能である就労・住居確保の支援の取組を実施することで、再犯防止の一助となることを目指します。

なお、住居確保については、埼玉県住生活基本計画に基づき、埼玉県居住支援協議会への参加、セーフティネット住宅の周知等を行いながら、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。

市の取組

事業名	主な内容	所属
1) 生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、就労等の自立に関する相談・支援、住居確保のための給付金支給等を行う。	生活支援課
2) 障がい者就労支援センター運営	障がいのある方の一般就労を促進するために就労支援を実施し、職場体験をできるだけ多く取り入れ、本人の就労意欲と自己選択能力を高めるため、企業実習や市役所などで行う庁内実習を実施する。 また、就労中の障がい者に対しても、職場訪問等を行い、職場に定着できるように支援する。	障がい者就労支援センター
3) 就業相談	就労を希望する人に対し、情報提供を行うなど、ハローワークと協力した就業相談を行う。	産業振興課

(2) 福祉・保健医療サービスや相談支援の充実

高齢者（65歳以上の方）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。

また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

市が提供する保健医療・福祉サービスは、通常、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供され得るものです。これらの取組を推進することで、「誰もが必要

な支援を受けられる地域をつくる」ことにつながると考えられます。

また、精神的な問題を抱えている場合、育児等について悩みを抱え込んでいる場合、配偶者等からのDVの被害に遭っている場合等、こうした問題が犯罪や非行の背景にあることも少なくありません。そのため、相談支援の充実を図るとともに、個別支援に当たっては、対象者の特性に応じた効果的な支援が行えるよう努めます。

市・社会福祉協議会の取組

事業名	主な内容	所属
1) 福祉総合相談	制度の狭間の問題や複雑化・多様化した福祉に関する困りごとを受け止めるとともに、関係各課及び関係機関との横断的な連携を図る福祉相談室を運営する。	福祉政策課
2) DV被害者支援	配偶者等からの暴力（DV）により、支援を要する方に対し、相談に応じ、情報提供や同行支援等を行うとともに、DV被害者や同伴家族について、短期間の入所による一時保護を実施し、自立のための支援や問題解決について援助を行う。	福祉政策課
3) 障がい福祉サービスの充実	障がい者が充実した支援を受けられるようサービス内容等の周知、適切な障がい支援区分の認定、事業所との連携によるサービス提供の確保に努める。	障がい者福祉課
4) 障がい者地域生活支援事業の充実	障がい者が、自立した生活を営むことができるよう、市や利用者の状況に応じ、相談支援事業等の地域生活支援事業を実施する。	障がい者福祉課
5) 家庭児童相談室	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談・指導に当たる。	こども支援課
6) 児童福祉相談	児童担当及び家庭児童相談員が、電話、来庁又は家庭訪問により児童家庭相談援助を行う。また、何らかの理由で養護（保護）が必要な児童に対して調査を実施し、必要が認められる場合、児童相談所へ通告する。	こども支援課
7) 高齢者福祉サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援となるサービスを実施する。	長寿はつらつ課
8) 介護保険サービスの充実	介護サービスの適切な提供を継続していくため、事業所などの基盤整備とサービスの質の向上を図るとともに、サービス事業者に対する介護人材確保の支援や人材育成に対する支援等を推進する。	介護保険課
9) 精神保健相談	精神科医師により、こころの健康に不調を抱えている方やその家族からの精神保健に関する相談を受ける。保健師による相談は随時受ける。	保健センター
10) あんしんセーフティネット事業	既存の制度では対応できない生活困窮等様々な生活課題を抱える人に利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、緊急・逼迫した生活困窮状況に対して、現物給付を行い、自立を支援する。	社会福祉協議会
11) 生活福祉資金の貸付け	低所得（市民税非課税程度）世帯・障がい者世帯・高齢者の属する世帯を対象に、安定した生活を送れるようにすることを目的として、資金の貸付けや相談支援を行う。	社会福祉協議会
12) 社協ふくし相談	日常生活の悩みごとや心配ごとの相談等について職員が話を伺う。	社会福祉協議会

(3) 非行の防止と子育て・教育に関する支援

我が国ではほとんどの人が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、令和元年に新たに少年院に收容された人の24.4%、新たに刑事施設に收容された人の34.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、令和元年に新たに少年院に收容された人の40.1%、新たに刑事施設に收容された人の23.9%が高等学校を中退している状況にあります。

非行を未然に防止するため、学校を始めとした関係機関において、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、相談対応を行うとともに、就学等に関する支援を実施します。

市の取組

事業名	主な内容	所属
1) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動支援	児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見のため、民生委員・児童委員及び主任児童委員と小・中学校の連携体制の構築を図るとともに、活動に対する支援を行います。	福祉政策課
2) 生活困窮世帯の子どもの学習支援	生活保護の被保護世帯の児童及び保護者を対象に子ども育成支援相談員が日常生活自立支援、養育支援、教育支援等を行う。また、生活困窮世帯等の中高生を対象に学習教室を開催するとともに、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援や子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	生活支援課
3) 家庭児童相談室【再掲】	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談・指導に当たる。	子ども支援課
4) 児童福祉相談【再掲】	電話又は来庁、家庭訪問により児童担当及び家庭児童相談員が児童家庭相談援助を行う。また、何らかの理由で養護（保護）が必要な児童に対し調査を実施し、必要が認められる場合、児童相談所へ通告する。	子ども支援課
5) 就学援助、奨学金貸付け	経済的な理由により就学等が困難な方に対しての学校でかかる経費の援助、奨学金の貸付けを行う。	学務課
6) 教育相談室	小中学生とその保護者を主な対象者とし、児童の発達や教育、心の問題についての相談を行う。	教育相談センター
7) 中学校さわやか相談室	さわやか相談員が、中学校に常駐し生徒及び保護者の相談に応じる。また、スクールカウンセラー（臨床心理士）が定期的に来校し、カウンセリングを実施する。	教育相談センター

(4) 民間協力者の活動支援と啓発活動

再犯の防止等に関する施策の実施において、地域で犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司の役割は大変重要です。新座市においても法務大臣の委嘱を受けた保護司が、保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等に取り組んでいます。市では、更生保護の活動拠点である朝霞地区更生保護サポートセンターの運営支援等、保護司の活動の支援を行っています。

第7章 新座市再犯防止推進計画

保護司のほかにも、社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、自立及び社会復帰に協力することを目的に雇用する協力雇用主等、多くの民間協力者の活動により地域の更生保護の取組が支えられています。

今後も、関係団体の活動は重要な再犯防止の取組であるため、保護司を始めとした地域の民間協力者の活動の促進を図る必要があります。

また、犯罪をした人等の社会復帰のためには、自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、社会において孤立することがないように、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援をすることが重要であると考えられます。

そのため、更生保護に関する市民の関心と理解を深めるよう広報・啓発活動に努めます。

市の取組

事業名	主な内容	所属
1) 社会を明るくする運動	「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベント等を行うなど、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組む。また、本運動の強調月間と同時期の再犯防止啓発月間の啓発促進に努める。	福祉政策課
2) 協力雇用主登録促進事業	犯罪をした人等の就労先確保の問題解決のため、民間企業等に対して、協力雇用主制度を周知するなどして、登録促進に取り組む。	福祉政策課
3) 更生保護関係団体への支援	犯罪や非行を行った人の更生指導や社会復帰支援、犯罪予防活動等を行う埼玉県更生保護観察協会朝霞支部、朝霞地区保護司会新座支部の活動に対する支援を行う。 また、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供を行う朝霞地区更生保護サポートセンターの運営支援を朝霞地区4市合同で行う。 女性の立場で、犯罪や非行を行った者の立ち直りを支援する朝霞地区更生保護女性会の活動を支援する。	福祉政策課

※ 計画策定に当たっての再犯等に関するデータは、「地方再犯防止推進計画策定の手引き（改訂版）（令和3年3月法務省）」から引用しています。